

## 南朝における「名家」の保存と継承（続）

野田俊昭

### The Preservation and Continuance of Family Rank during the Period of the Southern Dynasties (pt 2)

Toshiaki NODA

【要約】 貴族の家格の固定化がすすんだとされる南朝にあっても、家格の変動という現象がみられることについては、越智重明が、その「族門制」論のなかですでに指摘している。すなわち、二流の家格の持ち主であっても、「官達」によって一流の家格が得られるということがあった。小論はこの指摘を踏まえて、いったん一流の家格を得れば、その子、孫などに「官達」ということがなくとも、その家格が保存され、継承されたと考えられることについて述べたものである。

【キーワード】 家格の保存・継承、「族門制」論、名家、袁粲

#### はじめに

南朝貴族制と家格との関連についての本格的な研究の基礎は、宮崎市定の大著『九品官人法の研究—科挙前史—』によって据えられたとしてよからう<sup>(1)</sup>。その後、この方面の研究は越智重明、中村圭爾<sup>(2)</sup>らによって継承され、発展せしめられた。ことに越智重明は東晋南朝における所謂「族門制」の存在を指摘し、宮崎市定の家格面に関する研究を深め、それをより詳細な、そしてより整然としたかたちに整理している。

所謂「族門制」というのは、魏末における州大中正の制の設置を契機として、その運営の間に、ほぼ西晋の末頃までにかたちを整えたもので、甲族を頂点として、以下、次門、後門、三五門と続く家格の制度的ヒエラルキーとされている。小論と直接関連する範囲でその概要を示すと、ほぼ、以下のようになろう。

梁時代の初期までのものについて、やや図式的にいうと、甲族は「一流貴族」で、員外散騎侍郎、秘書郎、著作佐郎、公府の掾属などに起家し、一品官に至る資格をもつ。次門は「二流貴族」で、奉朝請、太学博士、王国（左右）常侍、王国侍郎などに起家し、五品官に到る資格がある（つまり次門には、官序の上で制限があり五品以上の官には、原則として就き得ないとするものであるが、この際、この五品官は四品官とすべきである<sup>(3)</sup>）。後門は流外の官に起家し、通常七品官にまでしか至り得ない。後門が就くべき官職は「寒官」とか「勳位」などと称された。三五門は通常官界とは無関係である。

甲族、次門、後門の間には起家についての差異、官序上の制限があったばかりではなく、起家の後に歩む官途についても差別があった。甲族は（起家の官も含めて）一連の「清官」と目される官に就くべきであり、次門以下は（起家の官も含めて）「清官」以外の官（以下、これを「濁官」という）に就くべきであった。

梁の天監七年（五〇八）を頂点として断行された一連の官制改革（以下、これを「改革」

という) 以降にあっては、やや様相を異にする。以降、官人たることができるものは、甲族と次門に限定されることとなった。ただし、甲族と次門の間にはその就く官に、起家の官を含めて依然として「清官」、「濁官」の差別があったこと、次門には依然として官序上の制限があり、「改革」以降に施行された流内十八班制において、その流内十一班の官にしか原則として到達し得ないものとされた。後門と三五門は庶民にほぼ相当たる。

越智の「族門制」論は東晋南朝貴族の家格と官制との関連、ひいては東晋南朝貴族制理解に大きく貢献する研究とされよう<sup>(4)</sup>。

ところでこの「族門制」論は、宮崎市定の前掲の研究と同様に、どちらかという、貴族のもつ家格の、東晋南朝における固定化という面に力点をおいた研究とすべきものであるが、しかし同時に、南朝にあっては、家格の変動ということがおこるにも言及している。すなわち、もともと次門の出身であっても、そのものが次門の官序上の制限をこえて、宋齊時代にあっては三品以上の、「改革」以降にあっては流内十二班以上の官に就いた場合(以下、三品以上の官、流内十二班以上の官につくことを「官達」という)、そのものは甲族として家格を得て、その子たちも甲族として起家することを指摘しているのである。こうした家格の変動については、中村圭爾の研究によっても跡づけられている<sup>(5)</sup>。家格の固定化の趨勢のなかにおける、その変動という現象は、南朝貴族の家格の性格、特性を考えるうえで重要な論点とされよう。

筆者は先に、この点を踏まえて逆に、「官達」などによって甲族としての家格を得たものの子に、「官達」ということがなかった際、その家格はどのように処理されるのかということについて検討した。その際、「官達」しえなかったものの子が著作佐郎や秘書郎に起家した事例のあることを手がかりに、甲族としての家格は「官達」ということとは無関係に保存、継承されると考えた<sup>(6)</sup>。しかし近年、この著作佐郎・秘書郎起家が「いずれも家格による起家の論拠とは必ずしもいえない」とし、「……門閥貴族とみなされる家門にあっては、父が早く死去する等の事由により没落することもそれほど希有なことではなかった」とする見解も出されている<sup>(7)</sup>。そうすると、起家官のみを手がかりとして、甲族の家格の保存と継承を説くには一抹の不安が残ることになる。

そこで先論ではこの点について、「名家」という文言が、ほぼ「族門制」にいう甲族に相当たることを手がかりに再検討し、父の「官達」ということがなくても、通常「名家」、つまり甲族の家格は保存され、その子に継承されることを確認し、先の見解の補強をおこなった<sup>(8)</sup>。

上述の補強の結果を踏まえると、理屈からすると、甲族の家格は一旦獲得されると、それを継承した子のみならず、その孫などに「官達」ということがなくても、次々と継承されるべきものとなるはずである。

そこで小論では、一旦獲得された甲族の家格は、その継承者に連続して「官達」ということがなくても、相当の期間保存、継承されるべきものであったと考えられることについて、先論と同様に主として「名家」という文言を手がかりにして、具体例に即してまず述べることとする。

ついで、「官達」と家格の関連ということで見ると、甲族の出身であっても、父が早死にその他の原因で官界で立身出来なかつたり、立身が遅れたりした際、すでに指摘されているように、そのことが、子たちの任官環境を不利なものとすることは確かにある<sup>(9)</sup>。

しかしそれも、甲族という家格の枠内での不利として把握すべきものであることについて、これも、主として「名家」という文言を手がかりにして述べる。

最後に、宋時代の袁粲をめぐる任官環境についても、「名家」という家格の枠内で不利な状況におかれたことを示したもので、という観点から理解すべきものであることについて述べる。

(なお近年、川合安はその優れた学説整理のうえに立って、南朝の貴族と家格とに関連する意欲的な見解を多数公表している<sup>(10)</sup>。小論も先論と同様に、これらの川合の成果に刺激を受けたものでもある。なお甲族、次門、後門、三五門という呼称は越智重明によるものである。小論でもこの呼称に従うこととする。)

## 一、「名家」の保存と継承（続）

『宋書』卷五二謝景仁伝に、①謝景仁について、  
謝景仁、陳郡陽夏人、祖據、太傅安の弟、父允、宣城太守、始為前軍行參軍、年三十、方為著作佐郎、桓玄誅元顛、見景仁、甚知之、謂四座曰、司馬庶人父子云何不敗、遂令謝景仁三十方為著作佐郎、玄為太尉、以補行參軍、

(謝景仁は陳郡陽夏の人である。祖父の據は太傅安の弟、父の允は宣城太守であった。謝景仁は始め前軍(將軍府)の行參軍と為った。年が三十になって、やっと著作佐郎に為った。桓玄は司馬元顛を誅殺し、景仁に見えて、良く彼のことを知り、周囲に、「司馬庶人父子が敗北しないのは当然のことである。謝景仁を三十にしてはじめて著作佐郎と為すぐらいであるから」と謂った。玄は太尉と為り、景仁を太尉府の行參軍に補任した。)

とある。先論ですでに述べたように、『宋書』卷五二に立伝されているものは、「名家」である。したがって、謝景仁は自ずから「名家」ということになる。この「名家」は「族門制」にいう甲族にはば相当たる(以下先論に従い、「名家」という文言はこの意味で使用する)。謝景仁の祖父の謝據は無官のまま早死にしたと考えられる(『世說新語』文学篇注引「謝氏譜」)。父の謝允の極官と思われる宣城太守は五品程度であったとしてよからう<sup>(11)</sup>。

そうするとこの謝景仁の事例は、一旦獲得された「名家」が、その祖父、父ともに「官達」ということがなくても保存され、謝景仁に継承されたことを示すものとなる。すなわち、「名家」が祖父、父ともに連続して「官達」ということがなくても、孫に継承された事例となる。

なお、前軍行參軍は謝景仁の起家官と考えられるが、これは軍府の行參軍に「名家」も起家することがあることを示している<sup>(12)</sup>。

『宋書』卷五三謝方明伝に、②謝方明について、  
謝方明、陳郡陽夏人、祖鉄、永嘉太守、父沖、中書侍郎、元興元年、桓玄剋京邑、桓玄聞而賞之、即除著作佐郎、

(謝方明は陳郡陽夏の人である。祖の鉄は永嘉太守であり、父の沖は中書侍郎であった。元興元年(四〇二)、桓玄は京邑を奪取した。桓玄は謝方明のことを聞いてこれを称賛し、ただちに著作佐郎に任命した。)

とある。

謝方明は宋の高祖（劉裕）から「謝方明可謂名家駒，直置便自台鼎人，無論復有才用（謝方明は名家の駒と謂うべきである。ただそのまま自ずから台鼎の人物（三公などに為る人物）であるから、その才能の有無は論じる必要はない）」と評されている。これから、謝方明が「名家」と目されていたことが分かる。

謝方明の祖父の謝鉄の極官と思われる永嘉太守は、五品程度であったとしてよからう<sup>(13)</sup>。父の謝沖の極官と思われる中書侍郎は五品である。

そうすると、この謝方明の事例もその祖父、父ともに「官達」ということが無くても「名家」が保存され、孫に継承されるべきものであったことを示したものとなる。

『宋書』卷五八謝弘微伝に、③謝弘微の兄の謝曜について、  
（謝曜）祖韶，車騎司馬，父思，武昌太守。

（謝曜の祖は韶で、車騎司馬であった。父の思は武昌太守であった。）

とある。謝曜は「華胤」とされている（『南史』卷二〇謝弘微伝）。「華胤」とされたものは、それが「名家」中の「名家」であることを示すことについては、先論で述べた。したがって、謝曜は「名家」ということになる。謝曜の祖父の謝韶の極官と思われる車騎司馬は六品である<sup>(14)</sup>。父の謝思の極官と思われる武昌太守は、五品程度であったとすべきである<sup>(15)</sup>。

そうするとこの謝曜の事例も、その祖父、父ともに「官達」ということが無くても「名家」が保存され、孫に継承されるべきものであったことを示したものとなろう。いうまでもないが、弟の謝弘微も自ずから「名家」ということになる<sup>(16)</sup>。

『宋書』卷五九江智淵伝に、④江智淵について、  
江智淵，・・湘州刺史夷弟子，父僧安，太子中庶子，

（江智淵，・・湘州刺史夷の弟の子である。父の僧安は太子中庶子であった。）

とある。江智淵が「名家」であったことについては後述する。江智淵の父の江僧安の極官と思われる太子中庶子は五品である。江智淵の祖父の江迥は、『晋書』卷五六江彪伝によると、驃騎諮議參軍をその極官としたと思われる。軍府の（諮議）參軍は七品ないし八品であったと考えられる。

そうするとこの江智淵の事例も、その祖父、父ともに「官達」ということが無くても「名家」が保存され、孫に継承されるべきものであったことを示したものとなる。

『宋書』卷五二緒叔度伝に、  
緒叔度，河南陽翟人也，・・（宋）高祖受命，為右衛將軍，高祖以名家，而能竭心力，甚嘉之，・・叔度第二子寂之，著作佐郎，早卒，子曖，尚太祖六女琅邪貞長公主，太宰參軍，亦早卒，・・，

（緒叔度は河南陽翟の人である。・・宋の高祖が天命を受けると、右衛將軍と為った。

高祖は名家であるのもかわらず、能く心力を尽くしてくれたので、大変緒叔度を嘉した。・・叔度の第二子の寂之は著作佐郎であったが早死にした。子の曖は宋の文帝の六女の琅邪貞長公主と結婚し、太宰參軍であったが、やはり早死にした。）

とある。先に述べたように『宋書』のこの巻に立伝されていることは、そのものが、「名家」であることを示すものであるが、この記事は、緒叔度が実際に「名家」と目されていたことを示したものである。緒叔度の子の緒寂之の極官と思われる著作佐郎は六品である

が、その子の緒暖は琅邪貞長公主に尚しているわけである。この帝室との婚姻関係は、蓋し緒寂之の家系が「名家」であることにもとづいて成ったものとしてよからう<sup>(17)</sup>。

そうすると、この緒暖の事例は、その父に「官達」ということがなくても、「名家」が保存され、孫に継承されるべきものであったことを示した事例となる。さらに、緒暖の極官と思われる太宰参軍は七品であると思われる。

以上を踏まえて、ここで、『南史』巻二八緒裕之伝を見ると、緒叔度の曾孫の⑤緒績について、

暖子績，位太子舍人，亦尚宋公主，

（緒暖の子の績は，位は太子舍人であり，やはり宋の公主と結婚した。）

とあって、緒暖の子の緒績も公主に尚している。これも緒氏が「名家」であったことにもとづいて成立した婚姻関係してよからう。そうすると、緒績の場合も父の「官達」ということがなくとも、「名家」を継承したことを示したとなる。

この緒績の事例は、祖父、父ともに「官達」ということがなかったにも関わらず、「名家」が保存され、孫に継承された事例となる。

ところで、『宋書』巻五七蔡廓伝を見ると、⑥蔡廓について、

蔡廓，字子度，濟陽考城人也，曾祖謨，晋司徒，祖系，撫軍長史，父緝，司徒左西属，廓，博涉群書，言行以禮，起家著作佐郎，

（蔡廓は字は子度，濟陽考城の人である。曾祖謨は晋の司徒，祖系は撫軍長史であり，

父の緝は司徒左西属であった。廓は博く群書に目を通し，その言行は禮にかなうものであった。著作佐郎に起家した。）

とある。蔡廓の父の蔡緝の極官と考えられる司徒左西属は七品，祖父の蔡系の極官と考えられる撫軍長史は六品である。この蔡廓の著作佐郎起家を，筆者は先に「名家」にもとづく起家と考えたが<sup>(18)</sup>，近年この理解について疑問が提出されている<sup>(19)</sup>。

しかし、「名家」が祖父、父ともに「官達」ということがなくとも、孫にまで保存、継承されるという前掲の諸事例と、後述のように、蔡廓が「名家」と目されていたと思われることを併せ考えると、この蔡廓の起家はやはり、「名家」ということを踏まえて実現したともと考えても、さしたる齟齬はないのではなかろうか。

蔡廓が「名家」に属するものであったと思われることについてであるが、先論で述べたように、『宋書』巻五二に立伝されている陳郡の袁洵は「名家」であるが、この袁洵の妻は蔡廓の娘である。また蔡廓の子の蔡興宗の娘は、宋の帝室や「名門高胄」から盛んに婚姻を求められている。「名門高胄」は「名家」のことであろう（『宋書』巻五七蔡興宗伝）。こうした「蔡家」をめぐる婚姻状況から、蔡廓が「名門」の一員であったと考えるべきである<sup>(20)</sup>。

このようにみてくると、この蔡廓の事例も上に列举した事例と同様のもの、すなわち、「名家」が、その祖父、父ともに「官達」といことがなくとも、保存、継承されるという事例に含まれ得ることになる。蔡廓は「名家」ということを踏まえて、つまり、家格によって著作佐郎に起家した、少なくとも「名家」として著作佐郎に起家した、と理解してもさしたる齟齬はないと思われる所以である。

以上、「名家」はその祖父、父ともに「官達」ということが無くとも、換言すると、その継承者の官の高下に無関係に相当程度長期に渡って（資料的に確認できるのは孫にまで）、

保存、継承されると考えられることについて述べた。

以上を踏まえて、ここで『南史』卷六二朱异伝に見ると、朱异について、  
而輕傲朝賢，不避貴戚，人或誨之，异曰，「我寒士也，遭逢以至今日，諸貴皆恃枯骨見  
輕，我下之，則為蔑尤甚，我是以先之，

(しかるに朝賢を軽んじ傲ること、貴戚さえも避けなかった。人が或ときそのことを戒  
めたところ、(朱) 异は、「我は寒士である。運に巡り会って今日に至ったものである。  
諸々のお偉いさんたちはいずれもご先祖様を待みにして我々を軽視しているのだから、  
私がかれらにへりくだれば、軽蔑されること甚だしいことになる。それだから、私は  
へりくだるようなことはしないのだ」と言った。)

とある。「寒士」は「二流貴族」である(小論の冒頭でも述べたように、ここでいう「二  
流貴族」は、「族門制」でいえば次門に相当たる。以下、同様)<sup>(21)</sup>。この朱异の傲語は、  
蓋し上述してきたような、その継承者に「官達」ということがなくとも、長期にわたって  
「名家」が保存されることが一般的であったという時代状況を背景としてなされたもの  
とすべきである。

すでに先論で、

「・・門閥貴族とみなされる家門にあっても、父が早くに死去する等の事由により没落  
することもそれほど希有なことではなかった」とする断定には(この「門閥貴族」は当  
然「名家」を含むであろう)、なお若干の躊躇を覚える所以である。

とした。このようにみえてくると、この躊躇はさらに大きなものとなるのである。

## 二、家格と任官環境

すでに指摘されていることであるか、父が早死になどによって「官達」出来なかつたり、  
官界での出世が遅れたりした際、「名家」であっても、そうした事情が、そのものの子の  
任官環境を不利なものにすることは確かにある<sup>(22)</sup>。

本節では前節までの検討の結果を踏まえて、上述の環境下に置かれたと思われる「名家」  
の任官情況をとりあげて検討し、そうした不利な環境は、あくまでも「名家」という枠  
内での不利であって、家格が低下した結果のことではないことについて確認する。

前節でとり挙げた、「名家」の①謝景仁伝について、

(謝景仁は陳郡陽夏の人である。・・祖の據は太傅安の弟、・・父允は宣城太守であつ  
た。・・始め前軍(將軍府)の行參軍と為った。・・年、三十にして、はじめて著作  
佐郎に為った。桓玄は司馬元顕を誅殺し、景仁に見えて、良く彼のことを知り、四座  
に、「司馬庶人父子が敗北しないのは当然のことである。謝景仁を三十にしてはじめて  
著作佐郎と為すぐらいであるから」と謂った。玄は太尉と為り、景仁を太尉府の行  
參軍に補任した。)

とあった。謝景仁のこの任官環境の不遇は、その祖父の謝據が無官で早死にし、父の謝允  
が五品程度で死亡したことが影響したと、一応想定できよう。

そうするとこの謝景仁の事例は、父に「官達」ということがなかったことは、そのもの  
の子の任官環境が不利になることがあることを示したものとかなるが、しかし、謝景仁は  
依然「名家」であったわけであるから、それによって謝景仁の家格が低下したことを示す

ものではないことになる。謝景仁のこの任官環境の不利は、あくまでも「名家」という家格の枠内における任官上での不利として把握すべきものとなる。

前節でとり挙げた、④江智淵について、

智淵初著作（佐）郎，江夏王義恭行参軍，・・世父夷有盛名，夷子湛又有清誉，父子並貴達，智淵父少無名問，湛禮敬甚簡，智淵常以為恨，自非節歲，不入湛門，・・元嘉末，除尚書庫部郎，時高流官序，不為台郎，智淵門孤援寡，独有此選，意甚不説，固持不肯拜，

（江智淵は初め著作佐郎，江夏王義恭の行参軍と為った。・・父の兄の夷には盛名が有り，夷の子の湛もまた清誉が有り，父子共に高位高官に昇った。智淵の父は若くして名問が無く，湛の智淵の父に対する礼敬は大変簡略なものであったので，智淵はいつも恨みに思っていた。それで節歳でないと湛の家には行かなかった。・・元嘉の末（三〇〇）に，尚書庫部郎に任命された。当時，一流貴族の官序では，尚書郎に任命されることは無かった。智淵は家に有力者が無く援護も少なかったため，この人事が有ったので，甚だ面白くなく，固く辞退して，就官することをしなかった。）

とある。尚書郎（吏部郎は除く）に拜されないということは，そのものが「名家」中の「名家」であったことを示す<sup>(23)</sup>。つまり，ここにみえる「高流」は，「名家」中の「名家」を指すことになる。江智淵は「名家」中の「名家」であるにもかかわらず，一家に有力者が居らず官界に勢力がなかったために，本来は任命されるはずのない一般の「名家」や「二流貴族」が就くべき尚書庫部郎に拜されようとし，それで，それへの就官を固辞したことを示したものとなる。江智淵の家格が，「二流貴族」のそれへと低下したために，この人事があったわけではない。したがってこの記事は，江智淵があくまでも「名家」という枠の中で，「名家」中の「名家」としての江智淵にたいして相応しくない人事が執行されるという情況を示すものにすぎない。

なお，江智淵は軍府の行参軍についているわけであるが，これは「名家」として，軍府の行参軍についたものとなる。

さて個人的な努力によって，以上のような任官環境の不利を挽回しようと試みるものもいた。先論のでとり挙げた，その父の王琰に「官達」がなかった「名家」の王融について、『南齊書』卷四七王融伝に、

融以父官不通，弱年便欲紹興家業，啓世祖求自試，・・会虜動，竟陵王子良於東府募人，板融寧朔將軍，軍主，

（王融は父親の官が四品に到達しなかったので，弱年ながらも家業を盛んにしようと欲して，齊の武帝に申し上げて自分を試してくれるように求めた。・・・たまたま異民族が動いたので，竟陵王の子良は東府において人を募集した。王融はそれに応募し，寧朔將軍・軍主に任命された。）

とある。これも父に「官達」ということがなかったため，王融が任官上何らかの不利を蒙っていたことを示した事例とされよう。王融はその不利な情況を，当時，「名家」が携わることを嫌ったとされる軍事に従い，軍勳を挙げることにによって挽回しようとしたものとされよう。王融の置かれたこの任官環境についても，家格の低下とうことに由来するものではなく，あくまでも「名家」という枠のなかでの任官上の不利ということになる。

なお，王融は晋安王の南中郎将板行参軍に起家しているが，この軍府の行参軍起家は

「名家」としての起家ということになる。

さらに先論でとり挙げた、その父の陸子真に「官達」がなかった「名家」の陸慧暁について、『南齊書』卷四六陸慧暁伝に、

(陸) 慧暁清介正達，不雜交游，・・太祖輔政，除為尚書殿中郎，鄰族來相賀，慧暁拳酒曰，慧暁年踰三十，婦父領選，始作尚書郎，卿輩乃復以為慶邪，

(陸慧暁は清介正達で、交游の仕方も正しかった。・・(齊の高帝)が輔政すると、尚書殿中郎に任命された。鄰族がやって来て祝賀したが、慧暁は酒杯を挙げて、「私は年が三十を踰へ、嫁の父が人事官になったので、やっと尚書郎になれたのだ。君たちはそれなのに目出度い事とするのかね」と言った。)

とある。この陸慧暁の事例も「名家」であっても、官界に有力な後援者がないと、任官環境が不利となることを示したものとせらる。しかし、陸慧暁任のこの官上不遇は、もあくまでも「名家」という枠内においてのものなのである。そしてこの場合、妻の父の張岱が尚書吏部郎に就官したことによって<sup>(24)</sup>、その情況がやや好転したことを示したものである。陸慧暁にとっては、不満であったかもしれないが、婚戚の援助によって、その任官上の不利が好転したことを示したものである。

つぎに有名な史料であるが、『南齊書』卷三三王僧虔伝に、

王僧虔，琅邪臨沂人也，祖珣，晋司徒，・・父曇首，右光禄大夫，・・・(僧虔)尋遷豫章内史，入為御史中丞，領驍騎將軍，甲族向來多居憲台，王氏以分枝居烏衣者，位官微減，僧虔為此官，乃曰，此是烏衣諸郎坐処，我亦可試為耳，

(王僧虔は琅邪臨沂の人である。祖の珣は晋の司徒、・・父の曇首は右光禄大夫であった。・・(僧虔)は尋で豫章内史に遷り、中央に戻って御史中丞と為り、驍騎將軍を領した。甲族は由来多く憲台に居ることは無く、王氏で枝分かれして烏衣巷に居住する者は位官が微減していたので、僧虔は此の官に為ると、乃ち、「此は烏衣の諸郎の坐処であるが、私もまた試みに坐ってみるだけのことだ」と言った。)

とある。先論で述べたように、この「甲族」は「名家」のことである。それだけに、王僧虔は「名家」であったことになる。王僧虔の父の王珣の極官と思われる司徒はもとより一品、父の王曇首の極官と思われる右光禄大夫は二品である。この場合祖父、父ともに大出世をしているから、かれらの出世の度合いとは直接関連はないが、王僧虔が何らかの事情により、「名家」の歩むべき官途を逸脱させられようとしたものであろう。ただ、御史中丞には「二流貴族」のみならず「名家」も普通につく官であるから<sup>(25)</sup>、これは王僧虔が「名家」中の「名家」の歩むべき官途を逸脱したことを示すもので、これによって王僧虔の家格が「二流貴族」のそれへと低下したわけではない。「そこで就任するに際し、先例としないという条件を記録に残す意味で先に傲語が行われたと思えばよい」のである<sup>(26)</sup>。

また王僧虔は、かの有名な「戒子書」を書いてその子らに与えているが、その中で、  
舍中亦有少負令誉，弱冠超越清級者，于時王家門中，優者則龍鳳，劣者猶虎豹，失陰之後，豈龍虎之議，況吾不能為汝蔭，政應各自努力

(舍中にはまた若くして令誉を負い、弱冠にして清級を超越する者がおり、時には王家の家門の中では、優れた者は龍鳳とされ、劣った者でも虎豹とされた。しかし陰を失った後となつては、どうして竜虎の議論があろうか。いわんややお前たちに陰を施すこ



とが出来ない状況においては、なお一層自分で各々努力すべきである。）  
といている。「失蔭」というのは具体的には、王僧虔が免官されたことを示す。つまり無官の状態におかれたことを示す<sup>(27)</sup>。これは父の無官状態が、その子たちの任官環境に不利に働くことのあることを示唆するものとされよう。

ただし、免官という処罰によって、王僧虔の家格が「名家」から「二流貴族」のそれへと低下したわけではない<sup>(28)</sup>。そうすると、これも「名家」という枠のなかで、任官上不利な状況に置かれることがあることを言ったものとすべきものとなろう。王僧虔はそうした不利を自らの努力、具体的には学問に励むことによって回復すべきことを説いているわけである。そして、こうした任官環境の好転をはかる試みを学問に求めたものとされよう。

ちなみに、前述したことから理解されると思われるが、任官環境の改善の方策としては、学問の他に軍勲によるもの、親戚の援助によるものなど、さまざまなものがあったことになる。

ところで、以上のような状況は「名家」ならずとも同様であったはずである。『南齊書』王僧虔伝に、

元徽中、(王僧虔)遷吏部尚書、高平檀珪罷沅南令、僧虔以為征北板行參軍、訴僧虔求祿不得、与僧虔書曰、・・僕一門雖謝文通、乃恭武達、群從姑叔、三媾帝室、祖兄二世、糜軀奉国、而致餓死草壤、・・去冬乞豫章丞、為馬超所争、今春蒙勅南昌県、為史偃所奪、二子勳蔭人才、有何見勝、若以貧富相奪、則分受不如、身雖孤微、百世国士、婚媾位宦、亦不後物、尚書同堂姉為江夏王妃、檀珪同堂姑為南譙王妃、尚書婦人是江夏王女、檀珪祖姑嬪長沙景王、尚書伯為江州、檀珪祖亦為江州、尚書從兄出身為後軍參軍、檀珪父積褐亦為中軍參軍、僕於尚書、人地本懸、至於婚宦、不肯殊絶、

(元徽中(四七三～四七九)、王僧虔は吏部尚書に遷った。高平の檀珪は罷沅南令をやめたので、僧虔は征北板行参軍に任命した。檀珪は僧虔に実入りに良い地方官に就けるように求めたけれど、かなわなかったので、王僧虔に手紙を出して、「・・私の一門は文事によって立身はしていないけれども、武事によって立身をさせてもらっています。私の群從姑叔は三度、帝室と婚姻を結び、祖父と兄とは二代にわたって、身を粉にして国のために働きましたが、子やおいは野に餓死するありさまです。・・去年の冬には、豫章郡の丞にさせていただけるようお願いしましたが、馬超と争う所となり、かないませんでした。今年の春には、南昌県の令にという勅を蒙りましたが、史偃に横取りされる結果となってしまいました。この二人の功績や蔭、人才は、どこが私にまさるといえるのでしょうか。もし貧富という基準で奪われたというのなら、及ばなかったとあきらめましょう。私は父を亡くして官僚とのして身分もたいしたことはありませんが、百世の国士であって、累代の婚姻や仕官の面で、人に遅れをとることはありません。尚書の父方の姉は江夏王の妃ですが、私の父方のおばは、南譙王の妃ですし、尚書の奥様は江夏王のむすめですが、私の祖父の姉妹は長沙景王に嫁いでいます。尚書の伯父は江州の刺史になりましたが、私の祖父も江州の刺史になりました。尚書の從兄は後軍参軍に起家しましたが、私の父の起家官も中軍参軍でした。私と尚書とでは、人物や門地はもとより懸絶しておりますが、累代の婚姻や仕官の点では、それほど隔たっているとは思われません。・・・）」といった<sup>(29)</sup>。

とある。これは、「広く親族の官職や皇室との婚姻関係」を誇示した獵官運動である<sup>(30)</sup>。王僧虔が「名家」であることについては、すでに述べた。檀珪はこの王僧虔とは「人地」、すなわち人物や門地、家格が「大いに劣る」としている。それだけに檀珪は「二流貴族」であったと思われる<sup>(31)</sup>。そして檀珪は、その家格の違いを明確に認識している。そうすると、この獵官運動は、そうした家格の差異を十分に踏まえて展開されたものとされよう。このようにみえてくると、檀珪がねらったのは、「二流貴族」という枠のなかで、より有利な官職、この際でいえば、より実入りの良い官職にありつこうとしたものとされよう。

つけ加えると、『南史』卷三五庾仲容伝に、「改革」以降のこととして、

(庾) 仲容字子仲，幼孤，為叔父泳所養，及長，杜絶人事，專精篤学，昼夜手不輟卷，初為安西法曹行參軍，泳時顯貴，吏部尚書徐勉擬泳子晏嬰為宮僚，泳泣曰，兒子幼孤，人才粗可，願以晏嬰所添回用之，勉許焉，轉仲容為太子舍人，遷安成王主簿，

(庾仲容は字は子仲である。幼くして父を亡くし、叔父の庾泳に養われた。大きくなる及んで、世間との関係を絶って、学問に専念し、一日中書物を手放すことはなかった。最初、安西法曹行參軍と為った。泳は時に顯貴であり、吏部尚書の徐勉は泳の子の晏嬰を東宮の官吏に叙任しようとした。そこで泳は泣いて、「兄の子は幼くして父を亡くしているが、その人才に見るべきところがある。晏嬰が任じられる職任を彼に回してあげて欲しい」と言った。勉はそれを許可し、仲容を転じて太子舍人とした。後に安成王の主簿に遷った。)

とみえている。庾仲容が「名家」であったのか、「二流貴族」であったのか判断する材料に乏しい。しかしいづれにしろ、庾仲容は父を早くに失った為に任官上、叔父の子の庾晏嬰に比べ不遇を強いられる傾向にあったが、叔父の庾泳の運動のお陰で、その不遇から抜け出すことができたことを示したものとなろう。(周知のように、太子舍人は清官中の清官であるから<sup>(32)</sup>、庾仲容は「名家」であった可能性が高いと思われる。)

なお、庾仲容の祖父の庾徽は御史中丞を、父の庾彞は齊の邵陵王の記室參軍をそれぞれ極官としたものと思われる(『南史』本伝)。御史中丞は四品、記室參軍は七品程度であったとすべきである。

父とその兄弟の官界での地位の相違が、その子たちの任官情況の差異に反映している点で、この庾仲容の事例は次節で検討する袁粲の任官情況と類似するところがあり、留意すべき資料とされよう<sup>(33)</sup>。

### 三、袁粲の任官環境をめぐって

本節は、先稿及び小論の前節までの考察を踏まえて、袁粲のおかれた任官環境について、検討を加える。

『宋書』卷八九袁粲伝に、

袁粲字景倩，太尉淑兄子也，父濯，揚州秀才，蚤卒，祖母哀其幼孤，名之愍孫，伯叔並当世榮顯，而愍孫饑寒不足，母琅邪王氏，太尉誕之女也，躬事績紡，以供朝夕，愍孫少好學，有清才，・・初為揚州從事，世祖安北・鎮軍・北中郎將行參軍，南中郎主簿，

(袁粲、字は景倩、太尉淑の兄子である。父の濯は揚州の秀才で、若死にした。祖母はその幼くして父親を失ったことを哀れんで、愍孫と名づけた。伯父、叔父ともに当

世に榮え顕れていたが、愍孫は饑寒して生活費にも事欠いた。母は琅邪の王氏であり、太尉誕の女である。彼女は躬ずから績紡を事として、以て朝夕に供した。愍孫は若くして学問を好み清才が有った。・・初め揚州従事となり、世祖の安北・鎮軍・北中郎将行参軍、南中郎主簿と為った。）

とある。袁粲も父の袁濯の早死にということに遭遇しているわけであるが、袁粲は、「名家」であったと考えられる。

まず袁粲は、自らを「寒士」とは別の「階層」に属するとする認識を示している<sup>(34)</sup>。この「寒士」と別の「階層」は自ずから「名士」ということとなる。すでに述べたように、「寒士」は「二流貴族」に相当たる。

さらに安田二郎がによって『宋略』の一文とされたものに「袁景情（袁粲の字）、民望国華（袁粲は民望国華である）」（『資治通鑑』卷一三四宋紀一六昇明元年（四七七）条所引）<sup>(35)</sup> とある。すでに述べたように、「国華」は「名家」中の「名家」である。以上の諸点は、袁粲が「名家」と目されていたことを証する。

またすでに触れたが、『宋書』卷五二に立伝されているものは「名家」ということになる。袁粲の祖父は袁豹であるが、かれもこの巻に伝を有する。これから袁豹は「名家」であったことが知られる。袁豹は著作佐郎に起家しているが、これは「名家」としての起家ということになろう。これと先論及び小論の一で挙げた諸事例、すなわち「名家」はそれを継承したものが、早死になどのために「官達」ということがなくても保存、継承されるのが一般であったということを総合して考えると、袁粲の場合も同様に、父の袁濯に「官達」ということはなくても、「名家」であることは保存され、その子の袁粲に継承されたと考えるべきである。袁粲は依然として「名家」であったと考えるのが至当である。

さらに『宋書』卷五二では、袁洵の事跡をまとめた後に、「（袁）濯弟淑、濯子粲、並別有伝（袁濯の弟の淑、濯の子の粲については、いずれも別に伝がある）<sup>(36)</sup>」としている。これは袁淑、袁粲の事跡についても本来この巻で述べるべきであるが、袁淑、袁粲の事跡が多彩、豊富であるために別に伝を立てるといった意味であろう<sup>(37)</sup>。そうすると沈約も、袁粲を「名家」と認識していたことになろう。

以上の他に、袁粲が「名家」と認識されていたことを傍証すると思われる根拠を、以下列挙する。

(a) 前掲の袁粲伝に見えるように、袁粲の母、つまり父の袁濯の妻は王誕の娘である。この王誕も『宋書』卷五二に立伝されており、「名家」であった。すでにみたように、婚姻が「名家」と「名家」の間で取り結ばれるのが一般的であった当時の婚姻関係のありかたからしても、袁粲の家は「名家」であったとすべきである。

(b) 『南史』卷二六袁粲伝を見ると、叔父の袁淑は袁粲が弱年の時期に、袁粲を大いに評価して、「我門不乏賢、愍孫必当復為三公（私の一門には賢者に乏しくはない。袁粲（愍孫）は必ずまた三公と為るべきである）」といている。すでに述べたように三公は一品であり、本来、「名家」が排他的に占めるべきものである。これは将来の袁粲の官途に制限がないと考えられていたことを示そう。小論の冒頭で述べたように、「名家」は「二流貴族」と異なり昇進上の制限はない。

そうすると袁粲が、「二流貴族」がつくべき揚州の州従事や軍府の行参軍や主簿についたのは<sup>(38)</sup>、袁粲のもつ家格が、父の袁濯の早死にによって低下したためではなく、袁粲

は「名家」として揚州の州従事や軍府の行参軍、そして、軍府の主簿についたものとして理解すべきものとなる。

軍府の行参軍については小論の行論の間に掲げた諸記事からもこれを理解できると思うが、「二流貴族」のみならず「名家」もつくべきものであったとすべきである。軍府の主簿についても、この点は同様であったと考えられるし、揚州の従事史についても、少なくとも宋時代の中頃までは、同様であったと考えられる。<sup>(39)</sup>

このようにみえてくると、この袁粲をめぐる任官情況は二節でみた、父が早死になどで、官僚として出世できなかった場合、そうしたことが子の任官に往々影響があったことを示す事例に含まれるべきものとして理解できよう。

しかし、袁粲が「名家」である以上、かれの任官環境が不利な情況に置かれていたとしても、それはあくまで「名家」という枠内のことであって、かれの家格が「二流貴族」へのそれへと低下したためではないのである。

## 註

- (1) 『宮崎市定全集六』(岩波書店 一九九二年)。
- (2) 代表的なものとして、越智重明には『魏晋南朝の貴族制』(研文出版 一九九二年)が、中村圭爾には『六朝貴族制研究』(風間書房 一九八二年)がある。
- (3) 「族門制」論では、次門の極官を四品としているが、四品にまで昇り得るとすべきである。拙稿「南朝の「寒士」-その極官とその理解をめぐって-」(『東方学』九七)参照。
- (4) 越智の「族門制」論の全容を窺ううえで最も便利なものとして、「制度的身分=族門制をめぐって」(前掲『魏晋南朝の貴族制』第五章)がある。小論で「族門制」にふれる場合、主としてこれに拠るが、適宜他の論攷も参照する。
- (5) 中村「九品官人法における起家」(前掲『六朝貴族制研究』第二編第一章)参照。
- (6) 拙稿「南朝における家格の変動をめぐって」(『九州大学東洋史論集』一六)参照。
- (7) 川合安「門地二品について」(『集刊東洋学』九四)参照。
- (8) 拙稿「南朝における「名家」の保存と継承」(『川勝守教授古希記念論文集』(仮題))参照。なお小論では、以下、これを先論ということにする。
- (9) 前掲「門地二品について」参照。
- (10) 川合「日本の六朝貴族制研究」(『史朋』四〇)・「南朝貴族の家格」(『六朝学術研究』五)・「南朝官人の起家年齢」(『東北大学歴史資源アーカイブと社会的メディア化』平成一一年度東北大学教育研究共同プロジェクト成果報告書 二〇〇五年)・「柳芳「氏族論」と「六朝貴族制」説」(『六朝貴族制』の学説史研究』二〇〇八年)・「門地二品について」参照。
- (11) 以下、官品、班位については、『通典』卷三七職官一九、『宋書』卷四〇百官下、『隋書』卷二六百官上所载のものによる。南齊時代のものは、宋時代のものとは基本的に変化はない(周一良「南齊書丘靈鞠伝試積兼論南朝文武官位及清濁」『魏晋南北朝史論集』中華書局 一九六二年)。ただし、一部官品表所載のものとはずれるものもある。これについては適宜註記する。

- 郡太守の官位は官品表にしたがえば、宋齊時代、一律に五品とされているが、実際は、東晋南朝にかけて官位の分化が生じたと考えられる。宣城太守の官位が五品程度と考えられることについては、拙稿「南朝の郡太守の班位と清濁」（『史淵』一二七）参照。
- (12) 軍府の参軍起家と家格との関連については、拙稿「宋齊時代の参軍起家と梁陳時代の蔭制」（『九州大学東洋史論集』二五）も参照のこと。
- (13) 永嘉太守について、『宋書』卷六七謝靈運伝によれば、謝靈運は太子左衛率（五品）から永嘉太守に遷っているが、この人事は左遷気味のものであったと思われる。『宋書』卷七三顔延之伝によれば、顔延之は中書侍郎（五品）から太子中庶子（五品）で歩兵校尉（五品）を領し、永嘉太守に任じられているが、この人事も左遷気味のものであったようである。これらから、永嘉太守は、ほぼ五品程度であったとしてよきであろう。五校尉が実際には、その官位を五品以下に低下させていたことについては、拙稿「南朝の官位をめぐる諸問題」（『九州大学東洋史論集』一五）参照。
- (14) 軍府の参軍の官位に関しては、宮崎「軍府属僚，殊に参軍の発達」（前掲書第三章五），前掲「九品官人法における起家」及び拙稿「宋齊時代の参軍起家と梁陳時代の蔭制」（『九州大学東洋史論集』二五）参照のこと。以下についても同様。
- (15) 武昌太守について、『宋書』卷五七蔡興宗伝によれば、蔡興宗は武昌太守から太子洗馬（七品），義陽王友（六品），中書侍郎（五品）に遷っている。同じく阮長之伝（卷九三）によると、阮長之は尚書殿中郎（六品）から武昌太守となり、車騎從事中郎（六品），太子中舍人（六品），中書侍郎（五品）となっている（中書侍郎は不拜）。また『宋書』卷八四鄧琬伝によれば、これは晋安王子勛が偽称した際のことであるが、武昌太守であった劉弼が黄門侍郎（五品）に遷っている。これらから、武昌太守は中書侍郎や黄門侍郎の下位に位置づけられていたとしてよきであろう。その官位は精々五品程度のものであったとすべきである。
- (16) 謝弘微は従叔の謝峻の養子となっているが、この謝峻も「名家」であったとしてよい（『宋書』謝弘微伝）参照。
- (17) 「名家」と帝室の婚姻と家格との関連については、前掲「南朝における「名家」の継承と保存」参照。
- (18) 前掲「南朝における家格の変動をめぐって」参照。
- (19) 前掲「門地二品について」参照。
- (20) 「名家」同士の婚姻と家格との関連については、前掲「南朝における「名家」の継承と保存」参照。
- (21) 越智「宋齊時代の寒士，布衣，寒素，大選・小選，大官・小官，清官・濁官」（前掲書第五章第三節）参照。
- (22) 前掲「門地二品について」参照。
- (23) 拙稿「梁時代，士人の家格意識をめぐって」（『東洋史研究』五七一一）参照。

なお、『宋書』卷三三王筠伝によると、「過江」以来、琅邪の王氏で「名家」のものは、（吏部以外の）尚書郎には擬選されないという人事慣行があったが、にもかかわらず「名家」の王筠は尚書郎に擬選されたとされている。この人事については梁の武帝による尚書の機能強化ということも考慮しなければならないが、王筠の父の王楫に「官達」ということがなく、太中大夫という閑職で終わったことも影響したものと思

- われる。太中大夫は十八班制でいえば、流内十一班である。また王筠は、中軍臨川王の行参軍に起家しているが、これは「名家」が軍府の行参軍に起家した事例となる。
- (24) この「婦父」が張岱であることについては、錢大昕『廿二史考異』・『南齊書』（中華書局版）陸慧暉伝校勘記（一九）参照。
- (25) 前掲「南朝の「寒士」－その極官とその理解をめぐって－」参照。
- (26) 宮崎「南朝における流品の発達」（前掲『九品官人法の研究－科挙前史－』第二編第三章）参照。
- (27) 越智「王僧虔の戒子書をめぐって」（『東方学』六三）、安田二郎「王僧虔「誠子書」攷」（『六朝政治史の研究』第四編第二章 京都大学学術出版会 二〇〇三年）参照。
- (28) 拙稿「免官と家格」（『久留米大学文学部紀要（国際文化学科編）』一五・一六）参照。
- (29) 小論所載の『宋書』袁粲伝及び王僧虔伝を訳出するに当たっては、前掲「門地二品について」の川合安訳文を参照させていただいた。
- (30) 前掲「南朝の「寒士」－その極官とその理解をめぐって－」参照。
- (31) 檀珪の父の檀臻は員外散騎侍郎止まりで死亡している（『南史』卷一五檀道濟伝附檀韶伝）。員外散騎侍郎は「名家」の起家官となるが、それが官序の過程にあらわれる場合は、濁官の典型的なものとされる。前掲「南朝の「寒士」－その極官とその理解をめぐって－」など参照。
- (32) 中村「九品官制における官歴」（前掲書第二編第二章）など参照。
- (33) 『梁書』卷四九劉苞伝に、  
劉苞字孝嘗，彭城人也，・・苞四歲而父終，及年六，七歲，見諸父常泣，時伯，叔父俊，繪等並顯貴，苞母謂其畏懼，怒之，  
とみえるのも同様のものであろう。
- (34) 前掲「南朝の「寒士」－その極官とその理解をめぐって－」など参照。
- (35) この記事は、安田二郎氏によって裴子野の『宋略』の一部であるとされている。安田「南朝貴族制社会の変革と道德・倫理－袁粲・褚淵を中心に－」（『六朝政治史研究』京都大学学術出版会 二〇〇三年）。
- (36) 中華書局版『宋書』校勘記を参照のこと。
- (37) 袁淑は卷七〇に立伝されている。
- (38) 前掲「門地二品について」参照。
- (39) 軍府主簿について。例えば、本文で取りあげた「名家」と考えられる袁淑は、右軍主簿についている。また前稿で取りあげた「名家」の袁凱は南中郎将主簿についている。さらに再三ふれた『宋書』卷五二に伝を有する庾悦は、衛軍主簿についている。揚州従事史について。前稿で「名家」として取りあげた張暢は、揚州の従事史についている（『宋書』卷五九張暢伝）。